



Progress ~進歩~

一期一会

平成27年3月号(広告)
2015年3月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第94号
発行担当者: 岡本 清美

春一番も吹き、少しずつ暖かさを感じる頃となりました。お雛様の横にも、ピンクのかわいい桃の花が「春ですよ。」といわんばかりに咲き誇っています。とはいえ、本格的な春を迎えるまでにはまだまだ寒い日があります。体調管理にはくれぐれもお気を付けください。

さて、今月のテーマは、「**労働契約と労働条件の明示の重要性**」です。

経営者の皆様のなかには、従業員の方と労働条件内容の行き違いによってトラブルになった経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで今回は、そんなトラブルを回避するためにも、経営者として知っておくべきこと、しておかなければならないことをお伝えさせていただきます。

1. 労働契約の成立(労働契約法第6条)

労働契約は、労働者からの応募に対し、使用者側が「採用します」と通知した時に成立します。すなわち、「労働者が、使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことを労働者と使用者双方が合意したとき」に成立するということです。



2. 労働条件の明示(労働基準法第15条)

労働契約の成立要件として、契約書面の作成が義務付けられている訳ではありません。けれども、契約内容が口約束のみでは、その内容について後々トラブルになる恐れがあります。このため労働契約法4条2項には、出来る限り書面により確認することとされていますが、労働基準法第15条1項において、「使用者が労働者を採用するときには、賃金、労働時間、その他**労働条件**を書面などで**明示**しなければならない」と明確に規定されています。罰則規定のない労働契約法と違い、使用者が労働基準法15条に反した場合、使用者には、30万円の罰金が課せられることとなりますので、労働者とのトラブルを回避するだけでなく労働基準監督署からの処罰を避けるためにも、書面による明示にご注意ください。

3. 労働条件の明示事項

使用者は労働者に対して、仕事の内容、勤務時間、給与などの労働条件を通知しなければなりません。特に以下の内容については、労働者に書面で通知することが法律で義務付けられています。

会社が書面で通知しなければならない労働条件

労働契約の期間に関する事

- * 期間の定めのない契約
- * 期間の定めのある契約・・・契約の更新の有無・契約更新の条件を明記

就業場所・従事すべき業務の内容

始業・終業の時間、残業の有無、休憩時間、休日、休暇、交替勤務の場合は就業時転換に関する事項

- * 始業・終業・・・所定労働時間が、休憩時間を除いて一日8時間、週40時間
- * 休憩時間・・・労働時間が6時間を超える場合が45分以上、8時間を超える場合には1時間以上
- * 所定時間外労働の有無・・・賃金欄に割増賃金の記載

賃金(賞与、退職手当除く)の決定、計算と支払いの方法、締切と支払いの時期

- * 基本給・・・最低賃金を下回っていませんか。
- * 割増賃金率・・・法定割増賃金率の遵守

退職に関する事項

- * 定年制・・・定年制を設ける場合は、60歳を下回らないこと
- * 自己都合退職・・・民法上、退職願は2週間前までの届出ですが、引継ぎ等考慮して記載
- * 解雇の事由および手続き・・・就業規則に解雇する場合の詳細を明記

義務付けられてはいないのですが、社会保険の加入状況や雇用保険の適用に関するトラブルもありますので、曖昧にせずしっかり話しあって契約をすることが大事なようです。

会社は、採用した人が正社員であってもパートタイマーであっても関係なく、労働条件を通知しなければなりません。但し、その労働者に適用される部分を明らかにした就業規則を交付し、労働契約の期間、仕事をする場所、残業の有無など、個々に関する部分についてのみ交付すれば、労働条件を通知したことになるそうです。

上記5つの事項を網羅した「**労働条件通知書**」の様式や記載例が、ハローワークに用意されています。また、インターネット上にも掲載されていますので、是非ご活用ください。

労働者を雇ううえで、お互いが納得した労働条件のもとで契約することが、後々のトラブル回避につながるようです。労務に関しては本来、社会保険労務士の範囲ですので、一般的なことばかりになってしまいました。少しでもお役にたてば嬉しいです。



サラリーマン川柳

毎年 第一生命保険㈱が行っているコンクールです。今年は、全国から33,605句の応募があったそうです。流行語大賞に選ばれた言葉やキャラクターを盛り込みみごとな川柳が投稿されたようです。そして、今年の大賞は・・・

うちの嫁 うしろ姿は フナッシー
段三っつ

雛祭り

3月3日は雛祭り。女の子の健やかな成長を願い美しい雛人形を飾ってお祝いする日本の伝統行事です。実はこの雛祭り、もともとの女の子のためのお祭りではなく、邪気が入りやすい季節に「穢れ」を祓うための儀式だったその人形(ひとがた)に穢れを移して流す流し雛この名残だそうです。

お花見

お花見なんてまだ早いよ。・・・と思われるあなた。日に日に暖かさを増してくるとあれよあれよという間に桜が咲いてしまいますよ。今年の近場の見ごろ予測は、由加山が3月中旬から4月上旬種松山も3月中旬からと、もうすぐ咲き始めるようです。桜・・・なぜか心惹かれますよね。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision

今月の開催日は**3月19日(木)**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月19日(木)	2・3・4月決算法人・個人事業主様	3月13日(金)
4月9日(木)	3・4・5月決算法人様	4月3日(金)
5月14日(木)	4・5・6月決算法人様	5月8日(金)

< 3月のカレンダー >

10	火	*2月分源泉所得税・住民税の納付期限
16	月	*所得税・贈与税確定申告期限・納付期限
19	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
31	火	*1月決算法人の申告・納付期限
		*2月分社会保険料の納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*個人事業者の消費税確定申告期限・納付期限 (年税額400万円超の10・4月決算法人)

* 貸金締切日、支払日の記載

5月14日(木)|5・6・7月決算法人様

5月8日(金)